

デクロランプラス又はUV328及びこれらを使用した製品の市場状況調査について
(協力依頼)

平素より、化学物質管理政策へのご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

この度、「残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約」（以下、「POPs条約」という。）^(※1)の規制候補物質であり、難燃剤、紫外線吸収剤等として使用されているデクロランプラス^(※2)及びUV-328^(※3)の製造・輸入・出荷・在庫状況等（令和元年度～3年度の3年度分実績と今年度の計画）に関する情報を把握するため、製造・輸入事業者及び当該物質（又は調剤品^(※4)）を調達し製品を生産する事業者等に対して調査を行うこととなりました。

このため、大変お忙しい時期ではございますが、本調査の主旨をご理解いただき、回答へのご協力の程、よろしくお願いいたします。

（なお、本調査の一部作業（調査票の発送・回収等）を「いであ株式会社」に委託し、実施しております。）

1. 調査の主旨

POPs条約は、2004年の条約発効後、2005年より締約国会議（COP）が隔年で開催され、条約実施全般に関する議論が継続的に進められています。また、条約への追加候補物質の検討のために専門家による残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC）が設置されており、新規物質追加に関する審議が毎年行われています。

2022年9月に開催されたPOPRC18においては、デクロランプラス（主な用途：難燃剤）及びUV-328（主な用途：紫外線吸収剤）について、リスク管理に関する評価及びPOPs条約上の位置付け（製造・使用等の「廃絶」）が議論され、デクロランプラス及びUV-328を附属書A（廃絶対象物質リスト）に追加すべきであるとの勧告が決議されました。その結果、2023年5月のCOP11において、デクロランプラス及びUV-328の附属書Aへの追加が議論されることになりました。

2023年5月のCOP11において、当該化学物質が附属書Aへの追加が決定された場合、世界的にデクロランプラス及びUV-328の製造・輸出入・使用の禁止等が決定されます。POPs条約締約国は、条約事務局からの発報後1年以内に国内担保措置を講じる必要があることから、我が国においても、対象物質を化審法^(※5)の第一種特定化学物質に指定することにより、早ければ、2024年から国内での製造、輸入、使用を原則禁止することになります。

さらに、当該物質が使用されている製品については、国内外での使用状況を踏まえ、輸入を禁止する製品の指定、製品の回収命令等の措置が講じられる可能性もあります。

このため、POPs 条約の規制候補物質であるデクロランプラス及び UV-328 について、化審法の第一種特定化学物質に指定された際に適切に措置を講じることができるよう、商流における当該物質（又は調剤品）及び当該物質を使用した製品の実態（令和元年度～3年度の3年度分実績と今年度計画の製造・輸入・出荷・在庫状況等）、条約対象物質に追加された場合の国内への影響や課題（代替物質・代替技術の有無等）などを把握するために、本調査を実施するものです。

なお、本調査への回答等に関して、当室若しくは委託事業者からお問い合わせさせていただく場合がありますこと、ご了承ください。

(※1) POPs 条約に関する詳細（経済産業省ウェブサイト（以下 URL）をご覧ください。）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

(※2) デクロランプラス

- ・ 包括的リスト：デクロランプラス、anti-デクロランプラス、syn-デクロランプラス
- ・ CAS No. : 13560-89-9、135821-74-8、135821-03-3
- ・ 官報公示整理番号：4-296
- ・ 略称：DP、anti 体、syn 体
- ・ 用途：難燃剤、接着剤等

(※3) UV-328

- ・ IUPAC 名：2-(2H-Benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(2-methylbutan-2-yl)phenol
- ・ CAS No. : 25973-55-1
- ・ 官報公示整理番号：5-3604
- ・ 略称：UV-328
- ・ 用途：紫外線吸収剤（自動車用塗料、接着剤、屋外家具等でのプラスチック添加剤）等

(※4) 調剤品

- ・ 調剤品とは、可塑剤、難燃剤、色剤、樹脂などの物質を混合した物で、複数の物質からなる混合物（粉、ペレット等）又は溶液をいう。

(※5) 化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

2. 情報の取り扱い

調査の結果、得られた情報及び当該情報に基づき算定・集計したデクロランプラス又は UV-328（又は調剤品等）の製造・輸入・出荷・在庫状況等は、必要に応じて、公開の審議会資料として使用することが想定されます。

但し、企業名・取引先等の個別情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第5条：不開示条項）等に基づき厳重に管理し、外部に公表することはありません。

3. お問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質安全室 高橋、針谷

【電話】 03-3501-0605（直通）

【FAX】 03-3501-2084

【e-mail】 qghbbfa@meti.go.jp

受託事業者：いであ株式会社環境創造研究所リスク評価部 澤井、戸田

【電話】 054-622-9552

【FAX】 054-622-9522

【e-mail】 pops-chousa@ideacon.co.jp